

令和3年度第2回小田原市いじめ防止対策調査会 会議録

1 日時 令和4年1月18日(火) 午前9時30分～午前10時50分

場所 おだわら市民交流センターUMECO 会議室1

2 出席者氏名

学識経験者 嶋崎政男(会長)

社会福祉士 芦田正博(職務代理者)

弁護士 坂本結

臨床心理士 杉崎雅子

医師 横田俊一郎

3 教育委員会職員

教育総務課長 下澤伸也

教育指導課長 高田秀樹

教育指導課指導主事(指導係長事務取扱) 松澤俊介

教育指導課指導主事 津田裕子

(事務局)

教育総務課副課長 府川雅彦

教育総務課主査 菊川香織

4 議題等の概要

(1) いじめの重大事態に関する調査結果の公表のあり方について(諮問)について

(2) 令和2年度小田原市立小中学校の暴力行為・いじめ・長期欠席の状況について

(3) 小田原市いじめ問題対策連絡会について

(4) その他

5 議事等の概要

(1) 開会宣言

○教育総務課長 定刻となりましたので、ただ今から、令和3年度第2回小田原市いじめ防止対策調査会を始めさせていただきます。

本日の司会を務めさせていただきます教育総務課長の下澤でございます。どうぞ、よろしくお願いたします。

本日は、委員5名に御出席いただき、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しております。

それでは、はじめに、本日の資料の確認をお願いしたいと存じます。資料1-1、資料1-2、参考資料3、参考資料4、資料2及び資料3、そして前回使用いたしました参考資料1、2につきましてもお持ちいただくようお願いしているところでございます。不足がありましたら、お申し出ください。

前回御欠席でした横田委員に本日御出席いただき、ありがとうございますので、横田委員より一言御挨拶いただければと存じます。

○**横田委員** 小田原の北ノ窪で小児科を開業して28年くらいになります。前期に続いてですけども、医療的な面からお手伝いさせていただければと存じます。

よろしく願いいたします。

○**教育総務課長** それでは、ここからは、規則第5条第1項の規定によりまして、会長に進行をお願いしたいと思います。嶋崎会長、よろしく願いいたします。

(2) 議題(1) いじめの重大事態に関する調査結果の公表のあり方について(諮問)について

○**嶋崎会長** それでは、次第に従い、第2回の会議を進めたいと思います。

議題ですけども、お手元にあるとおり、3点ございますので、こういう時期ですのでできるだけ時間を詰めてやれたらと思っております。早速ですが、議題(1) いじめの重大事態に関する調査結果の公表のあり方について(諮問)についてです。

事務局から説明をお願いします。

○**教育総務課長** それでは、私から資料1-1の諮問書について御説明申し上げます。

資料1-1につきましては、小田原市教育委員会から小田原市いじめ防止対策調査会会長宛に提出されました「いじめの重大事態に関する調査結果の公表のあり方について(諮問)」となっております。

1の諮問事項といたしましては、いじめの重大事態に関する調査結果の公表のあり方についてということで、2 諮問事由といたしましては、小田原市いじめ防止基本方針では、いじめの重大事態に関する調査結果の公表について、事案の内容や重大性、いじめを受けた児童・生徒及びその保護者の意向、公表をした場合の児童・生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断することとし、特段の支障がなければ公表を行うこととしており、同種の事態の発生防止の観点から、調査結果をいかに共有し、社会全体でいじめ問題を考える契機にするかが課題となっておりますため、調査結果の公表のあり方について諮問するものでございます。

諮問書の説明は以上になります。

○**嶋崎会長** 委員の皆さま諮問の内容について御質問はありますか。

(「なし」という声あり)

○**嶋崎会長** ありがとうございます。それでは、資料をたくさん用意してございますので、まずは事務局から資料につきましてはの説明をお願いいたします。

○**教育指導課指導主事** 事務局より、説明いたします。資料1-2「いじめ重大事態に関する調査結果の公表に係るポイント」を御覧ください。

いじめ重大事態に関する調査結果の公表のあり方について、小田原市の方針を考えていくにあたり、神奈川県や横浜市のガイドランを参考に、ポイントとなる事柄についてお示ししました。

まず、「1公表についての考え」です。小田原市いじめ防止基本方針では、いじめの重大事態に関する調査結果の公表について、事案の内容や重大性、いじめを受けた児童・生徒及びその保護者の意向、公表をした場合の児童・生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断することとし、特設の支障がなければ公表を行うこととしています。文部科学省のいじめの重大事態の調査に関するガイドラインや神奈川県いじめ防止基本方針にも同様の内容が記されています。

調査結果を公表する意義としては、神奈川県や横浜市の方針を見ると、市民社会全体で再発防止を含むいじめ防止対策や健全育成活動を促進すること、市民目線に立って学校及び教育委員会のいじめ対策や教育活動を見直し、公正な教育活動・教育行政の推進を強化すること、いじめの重大事態の調査に係る過程や手続等を示し、調査結果の信頼性を保つことなどがあげられています。

その反面、公表されることによる弊害についても十分に議論する必要があると考えています。一度調査結果を公表すれば、公開の期間を設けたとしても情報は永久に残ると考えるべきですので、インターネット上の情報拡散や興味本位な書き込み、誤ったうわさが流れるなど、関係当事者に不利益が及ぶことが懸念されます。また、調査結果の公表が前提となっていることで、調査対象者に心理的な負荷がかかることや調査活動へ影響が出ることも懸念されています。これらのことによって、児童生徒の成長を阻害することはあってはならないことですので、様々な配慮が必要であると考えています。

続いて、2公表の方法についてです。公表資料や公表方法、期間などについて説明します。

まず、(1)基本認識ですが、先ほども御説明したとおり、文部科学省のいじめの重大事態の調査に関するガイドラインや小田原市いじめ防止基本方針で、いじめの重大事態の調査結果の公表については、事案の内容や重大性、被害児童生徒・保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断することとし、特設の支障がなければ、公表することが望ましいとされています。

この総合的に勘案する事項について、県の方針では次のように示されています。まず、「事案の内容や重大性」について、当該の児童生徒にとっては、どの事案も「重大」なことで捉えるべきであり、事案の内容や重大性を勘案して公表の適否を判断することは適切ではないとしています。次に「被害児童生徒・保護者の意向」については、公表の内容や方法によっては、被害者側に耐えがたい二次被害を及ぼす可能性もあることから、公表を望まないといった被害者側の意向や思いに寄り添っていくことは重要であるとされています。また、被害児童生徒とその保護者の意向が異なる場合もあることにも触れ、丁寧に双方の意向を確認し調整することが求められるとされています。

次に、「公表した場合の児童生徒への影響」ですが、調査結果には関係者の個人情報が多く含まれており、公表された内容が二次情報として扱われ、その情報が正確性を欠いていた、意図的にゆがめられた形で外部に伝わったりする可能性は否定できません。また丁寧に調査をしても確認しきれない部分が残ることも考えられ、様々な背景を考慮せずに、事案の

評価や認識が定まってしまう懸念もあります。さらに、SNS等を通じて拡散されると、関係する児童生徒への影響は計り知れないものがあると指摘されています。

(2) 公表資料については、報告書の一部を黒塗りにするものと報告書をもとに概要をまとめるものが考えられます。学校名や個人名などを黒塗りにした報告書は、事実を詳細に伝えられる一方で、概要版での公表の方が全体像が分かりやすいという面があるとされています。

また、概要版の作成主体は、神奈川県では、県教育委員会が作成し、調査報告書を作成した委員によるチェックが必要とされています。

(3) 公表方法は、記者会見、記者への資料提供、ホームページへの掲載等の方法が考えられます。被害者側の意向によって、どこまで内容を示せるか、どの方法によるかは事案ごとに検討することが望ましいとされています。

(4) 公表する期間については、再発防止を含むいじめ問題への対応に生かすために広く知らせるという趣旨から、ホームページに掲載する場合は、原則として期間を定めず掲載しておくことが望まれると県の方針では示されています。一方、横浜市のガイドラインでは、再発防止のための取組の一環として広く市民と共有するという公表の目的から必要な期間と公表期間が長期に及び、抽象化されているとしても関係者の個人的な体験が広く知られる状態が続くことによる弊害等を考慮すると6か月程度を基本とするとされています。どちらも、公表中に被害者側の公表に対する意向に変化が生じた場合や公表の継続が難しくなるような事情が生じた場合は公表を中止したり、公表内容を一部変更することもあり得るとしています。

実際の公表資料として、神奈川県が、現在公表している重大事態事案について概要がまとまっている参考資料3と調査報告書の黒塗りの公表版、参考資料4をお配りしています。神奈川県のもので、こちらは県立高校の事案となります。小田原市の方針を考えていくに当たっては、対象が小中学校であることや、小田原市内という限られた範囲となること等、県の資料がそのまま当てはまらない部分もあるかと思いますが参考にしていただければと思います。

事務局からの説明は以上です。

○嶋崎会長 ありがとうございます。資料がたくさんございますが、参考資料3、4につきましては具体的なものが示されております。前回第1回目も委員の皆さん方から御意見をいただいておりますが、これが諮問の大きな内容になるのですが、まず委員の先生方にお諮りしたいのがこの諮問に答えた後は当然答申というものがあるわけですが、答申の在り方をどうするかということを委員の方でしっかりとつかんでおかなければ、議論はもちろんするのですがそちらの方が先かなと私は思ったのですがそれについていかがでしょうか。例えば分担するのか、それとも事務局の方で原案のようなものを作ってもらって、それを検討するのかなど色々と方法はあるかと思うのですが、どのように考えればよろしいでしょうか。

○芦田委員 今回神奈川県と横浜市のいじめ事件で、参考資料は神奈川県のものをいただいているのですが、事務局の方で全国的に公表されているもので良いので、もう少しくつか資料など調べていただくことをお願いできればありがたいです。既に概要版で公表して

いる自治体も多々あるかと思いますが、黒塗りで公表などもあるかと思いますが、全てが全てでなくて良いと思いますが、いくつか北海道から九州までとなってしまいますが、代表例のようなものを事務局の方でお調べいただき、御提示いただいて、その上でどこまでやるのかという分界点を決めても良いのかと思います。少し曖昧な言い方になってしまい申し訳ありません。

○嶋崎会長 はい、分かりました。今最後におっしゃられた分界点についてもう少し説明いただいてよろしいでしょうか。

○芦田委員 一般的に考えるということと、小田原市という地理的な条件というところと両方が出てくるかと思いましたが。教育委員会の方でこういう風に考えてみるというところで一本アイデアをいただきつつ、でも他の全国的な状況など各専門職として調べていく中で、全国的にはこうだよねというところと合わせながら落とし所をどうつけるかという作業になるのかなと思ったので。一定のアイデアを作りつつ、こちらはこちらである程度審議をしてガチャンと合わせていって最終的なものというのが理想なのかなと。時間の問題があるので何とも言えないのですが。

○嶋崎会長 今時間のことについておっしゃっていただきましたが、今日諮問いただきまして、これから議論に入りますが、次回、それから次々回ですよ。後二回で見ていただいていると分かると思いますが、横浜市の答申がありますよね、ここまでのものをこの委員会で果たして作るのかどうかという、その辺りも含めてどうでしょうか。御意見ございませんか。

杉崎先生いかがでしょうか。こういったものが答申なわけですね。こういったものが果たして今日を含めて三回でできそうでしょうか。

○杉崎委員 時間的な兼ね合いを考えると、事務局の方である程度たたき台を作っていたか。ポイントを示していただいているので、それで作成いただいたものを確認させていただくということであれば、何とかなるかとは思いますが。

○嶋崎会長 ありがとうございます。横田先生、坂本先生いかがですか。

答申の在り方について先に確認したいと思ひまして。

○横田委員 なかなかこれだけのことをこれから作るというのは大変だなということで、結局他でやっていることを元に視点を換えることくらいしかできないのはでないかと思ひます。

○嶋崎会長 はい、ありがとうございます。坂本先生いかがですか。

○坂本委員 おっしゃるとおり回数の制限があるという前提であれば、先ほど横田先生がおっしゃったように、横浜市や県のを組み合わせて作っていくというのが、おそらく考えられる方法であると思ひます。ただ、そもそもその回数制限というものが必要なのかという点が若干疑問でありまして、横浜市はこれを相当な期間をかけて作成されていると思ひます。なので小田原市で現状特定の公表すべき事案が既にあるのであれば急いで公表をしなければいけません、現状特定の公表すべき事案がないということであれば後2回の回数制限をする必要はあるのかどうかという点は事務局の方から御説明をしていただければなど。

回数制限が必要だという事情があるのであれば、回数制限やむなしですので、当然ながら案をもとに検討していただくのが効率的ではないかと思えます。

後、先ほど芦田先生からもありましたが、他の市町村でどのような状態なのかということについて言えば、神奈川県下では私の知る限り確か大磯町が何か指定していますので、あれほど地域的にも人口的にもかなり特定可能な市町村でどのように決められているのか、というのは一つ参考になるのではないかと思えますので。私はその情報を持ち合わせていませんので、できれば事務局さんの方で調査していただければなど。

○嶋崎会長 なるほど。今坂本先生の方から一点御質問があったのですが、その件に関して御発言いただけますか。

○教育総務課長 今現在、調査を完了した重大事態の案件が3件ございます。この委員会で調査をしていただいたものが2件、それから学校主体調査を行って、その調査内容について委員会の中でチェックをしていただいたものが1件あります。これら3件については、一番初めの1件だけは、何も基準や方針がない中で記者レクチャーという形で、記者クラブに情報提供という形、あるいは議会の常任委員会で報告という形はとっていますが、いわゆる今回想定しているホームページでの公表は1件も行われておりません。ですので、ここで答申をいただいた後にはこれら3件これまでの実績のものについても、この基準に従って公表をやっていくということで想定していますので、時間的には公表を待っている案件はある状態でございます。

ただ、冒頭のお話の後2回、4月と7月とういような大体のスケジュールを持っておりませんが、そこで絶対にといいところでは、議論の行方によっては、多少流動的に考えてもよろしいと思っておりますので、できるだけ早くという一方、しっかりと議論をお願いしたいと思えますので、そこは皆さまの議論の進行によってでよろしいかと思っております。

○嶋崎会長 ありがとうございます。坂本先生いかがでしょう。

○坂本委員 ありがとうございます。

○嶋崎会長 そうしましたら提案なのですが、本日は今日資料1-2で、小田原市の事務局の考えなど含めながら御説明いただいておりますので、これに関して今日委員の皆さんからきちんとお話をいただいております。第2回目は芦田先生、坂本先生からお話がありましたけれども、もう少しこういった資料が欲しいよねというのがあったものを次回は提供していただくとともに、事務局としての大枠みたいなものをお示ししていただくことは可能でしょうか。

○教育総務課長 今日いただいた御意見を踏まえながら、たたき台になるようなものは用意できるように準備したいと思います。

○嶋崎会長 ありがとうございます。そうしましたら杉崎先生、先ほどおっしゃったような形でよろしいでしょうか。そういった大枠なるものを見ながら私たちの意見をきちんと反映させるということで。流れとしてそのような流れでやらせていただこうと思えます。本日は従いまして、今、資料の1-2を詳しく御説明いただきました。説明いただいた中で御質問等あると思えますので、ここを今日は中心に質問、また要望等を取りまとめておきたいと思えます。いかがでしょうか。この資料1-2におきまして。

では司会ですが1点質問をさせていただきます。2番公表の方法について(1)基本認識最後の行、「基本的には全ての事案について公表をする」という。これは一つの認識だと思うのですが、現段階では、私たち委員としては、こういう認識なのですよというような受け取り方でよろしいでしょうか。

○教育指導課指導主事 方針としましては、全ての事案については公表をしていくという方法で、また先ほど説明でも触れさせていただきましたが、その中でももちろん被害側の児童生徒や保護者等の意向ですとか様々なことを配慮する必要がありますので、何か何でも絶対に公表ということではありませんが、基本方針としては全て公表していくというような捉えです。

○嶋崎会長 はい。良く分かりました。ありがとうございます。併せてですが、ガイドラインの中には被害を受けた側の児童生徒、保護者の意向を聞いた上で、決定は市教育委員会ですよね。そこは揺るぎないですよね。最終決定は市の教育委員会が行うと。

○教育指導課指導主事 公表に関しましては行政側が行います。色々調べた結果、県も横浜市も、調査について調査会から調査報告書をまとめていただきますが、公表に関しては行政の方がということでポイントのところではお示ししております。

○嶋崎会長 はい。了解しました。私は以上なのですが、他の委員の先生方がでしょうか。たたき台を次回示していただきますので、たたき台を示していただくにあたって、この点を入れてくれとか、こういう意見なのですよということを是非今日この時間にお願いたいと思います。

○横田委員 教育委員会が公表版を作成するということで、公表版というのは先ほどお話をしていた黒塗りをするものと、概要を作るものとありますが、どちらということでしょうか。概要版という意味ではないでしょうか。

○教育指導課指導主事 いろいろな方法が考えられるかと思いますが、ここでお示ししていたのは概要版を想定しておりました。

○嶋崎会長 坂本先生、杉崎先生にお話しておきますが、この委員会で審議した結果の調査報告書、答申です。2例目の答申の概要版も私たちが作って説明の時も使いました。ですから、いわゆる概要版を教育委員会で作っていただけるという理解でよろしいですか。

○教育指導課指導主事 はい。

○嶋崎会長 ありがとうございます。横田先生すみません。前回皆さんから現状の自分の御意見というのをお話していただいたのです。4名そろって公表をすることはよろしいのではないかと。ただ、懸念がありますということで、芦田先生から地域性とか出していただいたのですが、横田先生はどうお考えですか。

○横田委員 公表するということについてはそれで良いと。ただ確かに色々な問題があるので、やはりそれぞれの個々の例で検討していかないと、全部まとめてこれは公表するこれは公表しないと決められないと思いますので、それぞれの例でちゃんと検討してからどうするかを決定するということが入っていれば良いのではないかと思います。

○嶋崎会長 ありがとうございます。どうですか。こんな点はしっかり入れておいて欲しいとかありませんか。芦田先生、前回の地域性のこととかの懸念ですね。その辺りを今日きちんと確認しておきたいので一言お願いをして良いですか。

○芦田委員 今回県と横浜市の指針ということで、例えば横浜市は人口約376万人の基礎自治体なのですが、私も市の職員だった時代があるので、非常にドライというか、逆に権利意識の強い方が多い自治体なのでその辺りはかなり神経を使っているのかな。ただ一方で、個人名の特定ということに関しては、リスクは高いか高くないというとは何とも言えない。今はネットで調べられてしまうので、それこそ原発いじめの時もちよこちょこネットで話が飛び交っていたということは事実としてあると思うのですが、その部分は何とも言えないのですが、小田原市の場合どうしても地域がすごく狭くなっていく印象がある。小学校区、中学校区で人口を見るとやはり非常に小さかったりもしますし、コミュニティとして成立をしている部分はすごくあるのかなと考えた時に、個別判断というところはかなり慎重にやっていかなければならない。公表という原則はありつつ、慎重にしなければいけないということがあるのかなと思います。

私ももう一つ考えなければいけないのは、概要版でいくのか、黒塗りでいくのかということも、批判的に見る人は例えば黒塗りというものを「のり弁」という言葉を使って非常に批判的におっしゃる方もいらっしゃる。ただ一方で概要版にすることで中途半端なぼかしがあることで逆にばれてしまうみたいなどころとか、そういうのがすごく難しいというのは逆に小田原市の地域性を考えると難しい所があるのかなと少し感じるころなので、すみません、先ほど冒頭に申し上げた色々な自治体と申し上げたのは、その辺りのところを踏まえてという思いもありました。

○嶋崎会長 良く分かりました。ありがとうございます。今もお話がありましたが、黒塗りで大津の件では父親が100万円の損害賠償請求をして、30万でしたか市が払っていますよね。黒塗りばかりで精神的に苦痛を受けたということでしたよね。そのようなこともありましたし、また今芦田先生がおっしゃったように、概要版を作って意図が入ってしまうのもまずいですし。その辺をどうしたら良いかということですね。

ですから、もしかしたらその都度考えるという原案になるのではないかと思います。もし委員の皆さま方で、こういう場合はこのようにすれば良いという御意見がありましたら出していただくと良いと思いますがいかがでしょうか。今一つに絞ってしまいました。他のことでも結構です。絞る必要はありません。時間を一度区切りますが。

○杉崎委員 概要版に関しては、県の答申に書かれているように、黒塗りが多いよりは、きちんと説明ができる概要版の方が良いなと思っています。ただ、言い方を変えるのが難しく、別のニュアンスが含まれてしまう危険性がありますので、教育委員会の方で概要版を作成していただいた後で、調査会で確認するというプロセスが大事なかなと思います。

もう一点、どうしても入れていただきたいというか、丁寧に考えていただきたいところは、児童生徒及び保護者の意向のところになります。特に県も横浜市も割と丁寧に児童生徒が意向を示した場合や保護者と子供の意向が違う場合を想定されて書いていて、子供の意見を聞

くということを書かれているという印象があるので、小田原でも大事にさせていただきたいなと思っております。

○芦田委員 杉崎先生がおっしゃった子供達ということで、100%イコールとは言えないですが、加害、被害という言葉がどうしても出てくるというようになった時、例えば被害の親御さん、お子さんには当然私たちが神経を配るとするのは当たり前のことですが、加害の側はどうするのかはすごく難しいのかなと。という所はその辺はもう少し議論しなければいけないところがあるのかなということほどこか頭に置いておかなければいけないかなというところは気になったところです。

○嶋崎会長 留意点と言いますか、より丁寧と言いますか、是非入れていただきたいと要望です。

○横田委員 最近私の所では、発達障害のお子さんがいじめたということで相談を受けるのですが、逆にその発達障害のお子さんの方がいじめられているとか、ちょっかい出されていると訴えてくる。どちらがいじめられているのか分からない。そういう事例が結構あるので、その辺がすごく難しいところかなと思いました。

○嶋崎会長 すみません、私も一つお話が上がっていて、要望を思いつきました。再発防止が目的ですから、やはり公表された時に学校の中で、例えば校内研修を使えるとか、そういった配慮も、使えるというのは優しく書いてあるとかそういう意味でなく、学校はこういうところに気を付けなければならないといけないんだよね。というような参考になるようになることを、是非入れていただきたいという要望です。

他いかがでしょうか。今日の説明で、芦田先生からも加害者の話が出たので、今私がちょうど2ページ目を見ていて、公表する期間も6か月、これは大体こんな感じですね。その後なのですが、公表期間中であっても、いじめを受けた児童生徒の意向が変化した場合、実は加害者と特定された人達が相当ひどい二次被害とは言いませんが、ある意味被害と言われるような事態が生じることが結構あるのですよね。名前を出されてしまい、それから家の所で叫ばれたりなど。「お前がいじめたのだろ」とか、このようなこともありますよ、「いじめをやめろ」みたいな玄関に貼られたなど。そういったことが「等」があるからよろしいのですが、ただ、こういったものを作る時には事例と言いますか、具体例としてこんなことも考えられるみたいなものがあると、更に理解がしやすいかなと思いました。加害者のことで気を付けました。

○芦田委員 本当に正に今いただいている文章にも、いじめを受けた児童生徒よりもその保護者の公表に対する運用部分で、最初からその部分をなしにして、公開期間中だけ公表の継続が難しくなる事態にしておいて、内規か何か二次被害がこうだったとか、加害の児童生徒がネットなどで明らかに的外れなものを拡散しているとか、なんかちょっと別に付けるとかそういうような落としをしをしていかなければいけないのではないかと。そういう作業がかなりこちらの答申としては書かなければいけない部分なのかと。

○嶋崎会長 ありがとうございます。そうすると素敵な小田原の指針ができますよね。よそにはないものが。いかがでしょうか。時間はあるのですが、特に意見がなければ、先ほ

ど事務局に色々とお願いをしてしまったのですが、それをもって第2回目を迎えるということになるのですが。よろしいでしょうか。

先ほど坂本先生から大磯の話が出たのですよね。

○坂本委員 大磯は中学校が二つしかないということで、非常に限られた。

○嶋崎会長 すぐに分かってしまいますね。

○坂本委員 分かるのですが、どうやらホームページに公開しているらしいという所まで聞いています。どのような点で内規で定めているのかは分かりませんが、内規まで手に入るのか知りませんが、どのような点に気を付けて公表されているのか興味はありますので、恐らく小田原市の規模でも参考になるだろうと思います。この点に気を付ければそれが防げるというなら、それを参考にされると良いと思います。横浜は芦田先生がおっしゃっていらっしゃるように大分特殊な事情があり、あまり小田原規模では参考にならないのかなと。

○嶋崎会長 はい、ありがとうございます。他にないですか。色々とお願いをして申し訳ありませんが、私の方からもう一点すみません。これは本当に場所によって違うので、統一見解があるのかそれも勉強をしてないので分からないのですが、坂本先生に教わらないといけないのでしょうかけれども、要するに例えば私が調査会の中で参考人として何か言ったとしますよね、その言葉、文章とかその言葉、それそのものが個人情報だから載せてはいけないのかという風に解釈している人、それから名前の方を消しておけば、言った内容は話し言葉で鍵括弧で入る、これは別に載せても問題はないのではないかと。私の知っている限りバラバラなのですよね。何か決まりがあるのですか。個人情報ということで。

○坂本委員 発言者が特定できるようなものであれば個人情報になります。鍵括弧の内容によるのだと思います。鍵括弧の内容で「私は2年2組の○番の○○です」は当然個人情報ですね。ただ「私はその時○を見ました」くらいでは、恐らく個人情報にはならないのではないかと思います。

○嶋崎会長 その辺りが本当に市によって違うのです。ですから小田原市どうするの。と言われた時に、こうしますというような。

○杉崎委員 野球部とかだったら野球部の子はいっぱいいいるから良いのですが。

○坂本委員 一名、二名しかいない場合とかは所属を述べた段階で特定ができるので黒塗りになります。

○嶋崎会長 バットを持っていたとか、そういうのはだめなのですね。バットとグローブを持って登校したなんていう。

○坂本委員 それは危ないかもしれないですね。

○嶋崎会長 そんなところを含めて大変ですがたたき台を作っていただきたい。

○坂本委員 裁判で調査報告書を手に入れたいという側、加害者側でついたことがあるのですが、その方の市町村では、個人情報なのでできませんと言われて断られたようですが、小田原市では加害者側から報告書の閲覧申請があった場合は受けられるのでしょうか。ちょっと本題と外れますが。気になっていて、もし入手できないのであれば公表版にはそれなりに経緯を書いていただかないと裁判資料としてはなかなか使えない。先ほど杉崎先生がおっ

しゃったように概略版に書いていただいた方がこういう事案だったのだということが第三者であって理解しやすい。

○教育総務課長 情報公開の手続で申し上げると原則は公開です。ただ、今議論になった公表版の黒塗りと同じように、個人が特定される所は黒塗りということになって、見せるにしても真っ黒なものが出ていくということになります。このケースで当てはまるかどうか分からないのですが、情報公開請求があって、その情報が例えば企業の情報だった場合には、その企業の利益を損なってはいけないので、それを持っている持ち主にどこまで出して良いですかと照会をする場合があるのですね。例えば、プロポーザルで企画提案をした時の企画にはその会社のノウハウがあって、そういったものの公開請求は会社にどこまで出せますかと聞く。ただこういったいじめ問題のケースで、加害者側にそれを確認するという事は現実的には難しいかもしれませんが、そんな事も場合によっては考慮しながら、基本的にはかなりの部分が黒くなってしまわないかと思います。また、公文書存否応答拒否という場合もあって、秘密性の高い案件の場合、公開非公開の決定自体も拒否する場合があります。例えば、A学校B学校の二つのどちらかでいじめが発生して、それがまだ公にされていない場合、A学校のいじめ問題の資料が見たいという情報公開請求があったとき、非公開決定をしたら、A学校でいじめがあったことが分かってしまう。公文書不存在決定をしたらA学校には文書がないのだから、B学校でいじめがあったということが分かってしまう。ということで、情報公開請求に対して見せる、見せない、文書のあるなしを一切答えない場合もあります。いじめの調査について公開請求を受けた場合も、そういったことが十分にあるということで、必ず公開されるというものではないことを御承知おきください。

○坂本委員 そうすると先ほど嶋崎先生からお話があったように、再発防止のための資料として現場の先生方が用いたいという時には、概要版が公表されていた方がよろしいということになりますよね。

○教育総務課長 その情報自体というよりは、どういった原因でどういったことが起こったかということが一番分かりやすくなっているものの方が、場合によっては良いのではないかと思います。

○坂本委員 そうすると私としては、個人的には概要版の公表というのができれば望ましいと思うのですが、どこまでニュアンスを伝えるかというところの点では、先ほど杉崎先生がおっしゃったように、こちらの委員でどこまで出してはまずいのではないかなど色々なコメントを出せるような手続を決めておいていただけるとよろしいかと思います。

○芦田委員 先ほど嶋崎先生がプライバシーや個人情報のお話をされましたが、小田原ですごく難しいと思っていたのが、個人情報としゃくし定規で言えば、個人情報保護法で言えば、個人が特定される符合という言い方を確法的にはなされていると思うのです。なので例えば学年で3クラス4クラスあるような学年であれば、何年生くらいまでは特定できない可能性があります、例えば単級のような学校だともう1年生と書いたら30人とか即分かるという。恐らく小田原は本当に個別性ですよ、学校規模や地域性などの個別性に応じて言い方をその都度判断できるような、曖昧な部分を含んだ、「等」という文章を含んだ、そういった形にしておかないと難しいのかと今聞きながら感じたところです。坂本先生から文

章を公表ということに関して、条例上で言えば、課長が言われたとおりで正に基本的に個人情報が必要ならば公表しなければならないという形になってくると。もしかしたら我々の方も最初から公表するしないに関わらず、概要版くらいは作っておかなければいけないのかと。過去2例について公開請求が上がっていることはないと思うのですが、もし公開請求が上がってしまった時にありませんかと、今からどうしましょうかという話になるのかと考えた時には、公表するしないは別にしての概要版、公表しても良い情報公開に耐えられるバージョンみたいなものはあっても良いのかと。

○嶋崎会長 はい、ありがとうございます。その辺りを含めたたたき台を一つお願いできればと思います。

(その他質疑・意見等なし)

(3) 議題(2) 令和2年度小田原市立小中学校の暴力行為・いじめ・長期欠席の状況について

○教育指導課指導主事 事務局より、令和2年度小田原市立小・中学校の暴力行為・いじめ・長期欠席の状況について説明させていただきます。

前回の本調査会では、令和元年度の資料をお示ししましたが、令和2年度のものがまとまり、11月30日の教育委員会定例会においても報告事項として報告しましたので、説明させていただきます。

それでは、資料2を御覧ください。暴力行為の状況です。暴力行為は、令和元年度と比較して、小学校では35件、中学校では77件減少しました。これは、コロナウイルス感染症対策による2か月間の臨時休業や休業明けの感染症対策を実施する中で、児童生徒同士の接触機会が少なかったことが影響していると考えています。また、中学1年生の加害児童生徒数が突出していますが、新しい関係を築く入学時期が休業となり、学級づくりや互いの理解を深める取組、行事の縮小及び中止により、コミュニケーションスキルを学ぶ機会が減少したためと考えられます。

2ページには、いじめの状況をお示ししています。いじめの認知件数についても、暴力行為の状況と同じく、コロナウイルス感染症による臨時休業等の影響で数値としては減少しておりますが、各学校では日頃の児童生徒の見取りをきめ細かく行い実態把握をして、早期に対応する取組が定着してきていると捉えています。いじめの態様別では、「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」の割合が高い一方、中学校では「パソコンや携帯電話等でひぼう・中傷や嫌なことをされる」が増加し、感染症対策により生徒同士のコミュニケーションの態様に変化しつつあることが要因の一つとして考えられます。

3ページを御覧ください。長期欠席の状況です。不登校の状況は、小学校では出現率は変わらず、中学校では0.4ポイント増加しました。主たる要因としては、小中学校共に「無気力、不安」によるものが多くなっています。長期欠席の状況にも、臨時休業や感染症対策の

影響等が結果に表れてきていると考えられます。生活リズムの乱れなどで、登校しない状況が続いてしまっている児童生徒がやや増加しています。

4 ページ目の今後の主な取組としては、暴力行為いじめの防止に関して、各校では、人権教育や道徳教育などを含めた児童生徒の発達段階に応じたいじめの未然防止のための教育を行い、自分と自分の周りの人々の気持ちを考え、先のことを想像して行動できるように指導をしていきます。また、教育委員会では、教職員の指導力の向上を図るため、SNSを介したいじめや児童生徒指導上の喫緊の課題に焦点を当てた児童生徒指導研修会を実施する等、取組を進めていきます。

また、長期欠席に関して、各校では確かな学力の向上や豊かな人間性を育む取組を通して「魅力ある学校づくり」を目指し、児童生徒の「自己肯定感・有用感」を育み、不登校の未然防止に努めます。また、全職員が児童生徒に寄り添い一人一人と関わりながら個々の状況に合った支援の充実を目指します。教育委員会では、おだわら子ども若者教育支援センター（は一もにい）における相談窓口の周知や学校以外の場での支援環境の充実や不登校生徒訪問相談員の配置等によって日々のケアや保護者へのサポートを充実させます。学校と共に外部機関とも連携しチーム支援による体制づくりがスムーズにできるよう取り組んでいきたいと考えております。

事務局からの報告は以上です。

○嶋崎会長 ありがとうございます。委員の皆さんから御質問御意見をいただきたいと思えます。いかがでしょうか。

3 ページ目の不登校のところで1点質問させていただきます。3 ページ目の一番上に表があります。その下に注意書きと言ったらいいのでしょうか、不登校者数は欠席日数プラス出席停止日数。出席停止日数についてお尋ねしておきたいのですが、文部科学省から度々通知が出ておりますが、学校によってバラバラなんですよ。これを認める、認めないということが。これに関してそういった分析と言いますか、小田原市教育委員会としてはどういうところをこの出席停止日数に入れてきたのか。それを不登校に入れていくわけですよ。この確認をしたいと思えます。質問2つです。大きな質問ですが不登校の人数はここに書いてあるとおりののでしょうかということが一つと、出席停止日数についてどのように取り扱ってこられましたか。この2点です。よろしく願います。

○教育指導課指導主事 新型コロナウイルス感染が広まっていく中で当然陽性者ですとか濃厚接触者で登校できない状況であれば出席停止になりますが、その他でも風邪症状があつて、発熱があるとかの場合、または感染が心配で登校を控えるという場合についても全て出席停止ということで令和2年度の早い段階で学校安全課から学校に周知しておりますので、保護者からの連絡の中で熱があるとか風邪っぽいという訴えがあれば出席停止ということで対応してきています。

その理由のところを不登校と判断することについては、学校ごとに30日以上学校に来ていない子の理由は何かということや学校で見取った中で不登校と判断したものについてはこちらに計上しておりますので、学校で一人ひとりの登校していない状況を分析した中で判断したものが計上されております。

○横田委員 私が校医をしている学校で、保護者が子供を学校に行かせないというので、1年近く行かせてないという場合も不登校に入るのでしょうか。

○教育指導課指導主事 理由の中に感染回避というのもあるので、今おっしゃられていることで長期に休んでいる場合には、理由としては感染回避という理由で不登校には計上されていません。長期欠席の理由の中に、病気、経済的理由、不登校、令和2年度からコロナ感染回避というものと、理由が大きく4つほど分かれていますので、学校の中で、病気で入院して休んでいる長期欠席になれば病気、ほとんどありませんが経済的な理由で欠席、なんらかの不安を抱えたり無気力で登校できていないということで学校で判断している場合もあります。家族に基礎疾患があるため感染を心配して登校を控えるという例もありましたので、そういう場合には令和2年度から新しくできた感染回避という項目に計上しております。

欠席の中で不登校を理由にしているのがこちらに記載の人数になりますが、それ以外にもいらっしゃるということです。

○横田委員 今後の取組で不登校生徒訪問相談員の配置というのがありましたが、どういふ方がやられていくのか。

○教育指導課指導主事 市内の中学校11校ありますがそのうちの7校にこういった職の方を市費で任用しております、資格等の条件はありませんが、担任とか学校の職員とは違う立場の方が家庭訪問等をして、本人とその保護者と気軽に相談をしてそれから具体的な支援につながる場合もありますし、例えば担任ですと放課後しかなか家庭訪問ができない場合もありますので、午前中の時間帯で訪問するとか、場合によっては朝登校し始める時間帯に訪問して一緒に家を出るサポートをしたりというような方を7校に配置しております。

○横田委員 知らない人がくると上手くいくのかなと思ったのですが、上手くいっているんですね。

○教育指導課指導主事 突然行くわけではなく、担任とか学校の中でどういう支援をしていこうかなという中で、こういう方もいますということで紹介してつないでいたりしております。

○芦田委員 4ページ目の取組で先生方に対する児童生徒研修会実施ということで書かれておりますが、時期的に微妙な時期、次年度の予算要求時期かと思いますが、どのくらいでどういう形でみたいなのは数値で示しにくいと思いますが、大ざっぱで良いので、ここで話していただけるものがあればお願いします。

○教育指導課指導主事 研修の運営に関して、ここ数年は小田原の現状と小田原の学校で何が必要なのかということをも市の教育委員会の指導主事の方で研修の内容を検討し、講師としてやっておりますが、外部の講師もお招きできるような形で講師謝礼ということで予算計上しているところです。

○教育指導課長 教職員の資質向上に向けては児童生徒指導に焦点を当てますと、県の教育委員会が行っている研修もあります。各学校の生徒指導担当者が行くことになるのですが、基本的な指導力の向上と小田原ならではの地域性の中で、学校現場で起きている課題についてどう取り組んでいるのかということについて、指導主事としての助言を行ったり、学校としての情報交換を行ったりを年1回。できるだけ県とは重ならないような形で研修を行って

おります。また、予算ベースで計上しないものの、集合して各中学校の生徒指導担当者ですとか、警察や児童相談所のような関係機関ですとかそういった職員にも集まってもらっての研修もあります。

○教育指導課指導主事 市で主催しているのは2回ありまして、学校警察連絡協議会という別の組織がありますのでそちらも年間3回程度やっております。年5回程度話したり情報共有したり研修したりしております。

○杉崎委員 2ページのいじめの状況にあります中学校でパソコンや携帯電話でのひぼう中傷が増えていることに関して、懸念を抱いているところです。というのも、調査の項目はパソコンや携帯電話等というように道具が書かれているのですが、以前はネットパトロールとかして、本人が言わなくても大人が一生懸命見つけるということもできましたが、中身が変わってきてグループラインとか子供たちの中だけで閉じているもので見えにくいというふうに変ってきています。結局子供に言ってきてもらわないと気がつけない、分からない、把握できないということが増えているというのが、大人に突きつけられていると感じています。周辺の把握している子達から情報をもらえる存在に大人がならないと把握できないので、そこが必要になってきています。そうなった時に中学校で件数が増えてきていますが、中学校の問題だけではなくて、小学校の高学年くらいからの流れで大人に言ったときに事態が悪いほうに行かないで良い方になるという体験をしていないと、中学に入ったら発達段階上、ますます大人に対して言うというのが難しくなります。小学校の高学年くらいのところでしっかり大人に対して言うてもらうという信頼関係を育てていくことが大切だと思います。小中で連携していじめのことを取り上げてもらえると良いなと思いました。

○坂本委員 それに関連して質問ですが、2ページでパソコンや携帯電話等でひぼう中傷が増加しているということと、4ページ目でSNSを介していじめがあるという認識をされているようですが、具体的なお子さん達に対してSNSの使い方の課外授業をするような取組はされているでしょうか。

○教育指導課指導主事 各学校でスマホの所持率が高いということでこういった課題があるということは認識しておりますが、近年携帯会社さんとか警察のスクールサポーターさんを外部講師ということでお招きして携帯予防教室を開いてネットに関する注意喚起の校内の研修を行っている学校が多くあります。

○坂本委員 それに関連して、鉄は熱いうちに打てという言葉がありますが、使い始める時期にそういった研修を行うことは効果的ではないかと思いますが、具体的には小学校でも行っているのか、中学校においても行っているのか。

○教育指導課指導主事 小学校でも同じような形で携帯会社さんとかにお願いして使い方教室を実施しております。

○坂本委員 実施と件数の相関関係というのはあるのでしょうか。

○教育指導課指導主事 道徳の授業等でも教科書の教材の中で出て取り上げる機会がありますし、また特別な外部講師を依頼して携帯電話やSNSの取扱いを通して相手の心を思いやることやちょっとしたことで意図しなかったように受け取られてしまう危険性があることも様々な場面で小中学校では指導しております。

(その他 質疑・意見等なし)

(4) 議題 (3) 小田原市いじめ問題対策連絡会について

○教育指導課指導主事 次に、資料3を御覧ください。令和3年11月25日に「いじめ問題対策連絡会」を開催しましたので、御報告します。

この連絡会は、学校、教育委員会、児童相談所、警察署、地方法務局、自治会や保護司会などの地域団体の関係機関が連携を図り、いじめの防止等について情報交換や協議を行うものです。はじめに、事務局より「いじめの認知」について、被害の子どもが心身の苦痛を感じている行為は全ていじめとして認知していくことを事例をあげて説明し、確認しました。その上で小田原市のいじめの認知件数など、本市の状況について情報を共有しました。

その後の協議では「いじめの未然防止に向けて」というテーマで、各団体の取組や今後御協力いただけそうなこと等について、協議しました。各団体からは、先ほどもお話しに出ました学校に対して、SNSの正しい使い方などを伝えるサイバー教室や、人権教室などを開催していただくなど、様々な団体から御協力いただいています。また、学校以外の場でも見守りや声かけをしていただくことや子供や保護者の相談に乗っていただくこと等様々に関わっていただいています。今後も、子どもたちの健やかな育ちのために、学校、家庭、地域で協力していくことを確認しお願いしました。

この会の内容につきましてまとめたものが資料3になります。資料3の連絡会だよりは、参加者と各小中学校へお配りしています。

報告は以上です。

○杉崎委員 学校で出られる先生はどなたになるのでしょうか。

○教育指導課指導主事 この会での学校の参加者は校長会から小中それぞれと、教頭会から小中それぞれとなりますが、内容について教職員に周知ができるようにということで、学校に連絡会だよりをお送りしたというところと、市内共通で見られる掲示板がございますので、そちらにも掲出して全ての職員が自分のパソコンから閲覧できるようにということでお知らせしているところです。

(その他質疑・意見等なし)

(5) その他

(質疑・意見等なし)

○嶋崎会長 それでは、以上で、「その他」を終わります。

本日、予定していた議題は全て終了しましたので、進行を事務局にお返しします。

6 閉会宣言

○教育総務課長 長時間にわたり、御議論いただきありがとうございました。

次回の調査会につきましては、来年4月頃を予定しておりますが、具体的な日程は、別途調整させていただきますので、よろしく願いいたします。

今回は、一旦事務局のたたき台を御用意させていただきながら、他の自治体の参考になるものもできるだけ集めてまいりたいと思います。

それでは、以上をもちまして、第2回小田原市いじめ防止対策調査会を閉会させていただきます。本日はありがとうございました。